

9時30分 南街公民館202に集合
参加者名簿 次第(本日の流れ確認)当日の配布資料

講師 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部 司法書士 山崎由佳様
役割

司会 (x xさん)

受付 (x xさん、 x xさん)(配布資料)

カメラマン (x x) 終わりの挨拶(x x)

参加者の詳細は以下になります。

性別 男性 2人 女性 12人 合計 14人

配布資料 「成年後見制度の概要を事例を交えて学習する」
「リーガルサポート 成年後見制度パンフレット3枚」
「地域交流の場ぽつぽつ 1月27日の案内チラシ」
「アンケート」
「ぽつぽつ隊 第一回 新年交流会のお誘い」

実際の状況を報告致します。

全体の様子



今回のテーマが「成年後見制度の概要を事例を交えて学習する」になります。

「成年後見制度」名称は聞いたことがあると思います。制度の概要だけでなく、利用状況申立手続き、後見人は誰が担うのか?等を学習していくかと思います。

講師の山崎さんの資料にて進めていきます。

<目次>

成年後見制度の概要

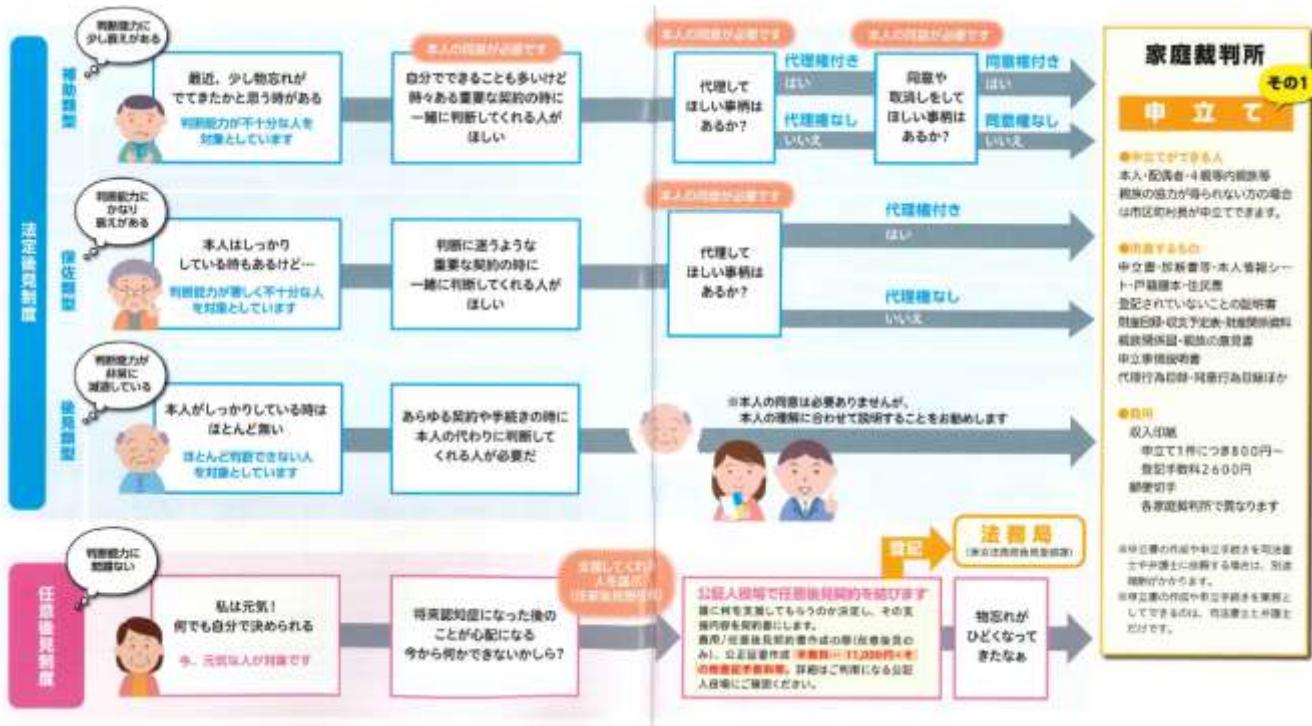
法定後見制度の利用

法定後見開始申立時の留意事項

成年後見制度利用の事例①②③

遺言について

1. 成年後見制度の利用手順



講師の資料が大変分かりやすくイメージしやすい内容です。

手順を進めるには「診断書」を取得の必要があります。

診断書の準備について

*①②とも裁判所のHPからダウンロードできます。

- ①「本人情報シート」の記載を本人の福祉関係者（ケアマネジャー、相談員など）に依頼してください。
 - ②「診断書・診断書付票」の作成を主治医に依頼してください。
- *診断書の「3 判断能力についての意見」欄で類型を判断します。

成年後見制度の区分として **法定後見制度** と **任意後見制度** があります。

判断能力が衰えてから利用する → **法定後見制度**

将来の判断能力が衰えた時に備える → **任意後見制度**

進め方については事例を交えて学んでいきます。

2. 成年後見制度の利用者数の推移と割合

利用者数(法定後見制度・任意後見制度)は
増加傾向にある

2019年(令和元年) 12月末時点

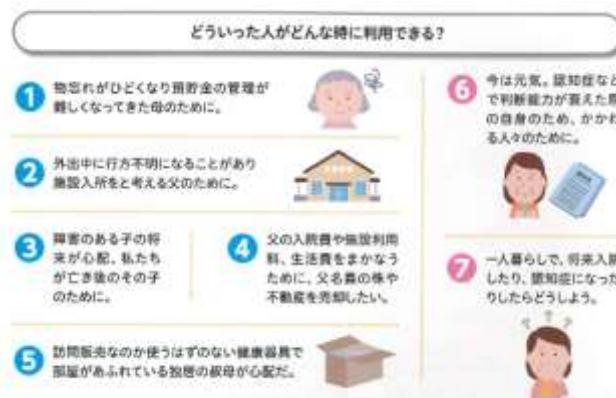
約 22万4000人

→ 2024年(令和6年) 12月末時点

約 25万3000人

類型別割合(法定後見制度・任意後見制度)は、

2024年(令和6年)12月末時点で、
成年後見：約 70.6% 保佐：約 21.6%



①～⑤の場合

判断能力が衰えた後には

法定後見制度 が利用できます

⑥⑦の場合

判断能力が衰える前であれば

任意後見制度 が利用できます

補助：約 6.6% 任意後見：約 1.1%
成年後見人の通常業務を確認しました。

成年後見人の通常業務

適切な財産管理と身上保護に関する業務を行い、これを裁判所の定める期間内に報告するのが通常の業務となります。



(財産管理と身上保護の業務例)

- 預貯金の管理（振込依頼・払戻し、口座の変更、口座の開設、解約等）
- 定期的な収入（家賃・地代・年金・障害手当金等）の受領
- 定期的な支出をする費用（家賃・地代・公共料金・保険料・税金等）の支払い
- 証書等（登記済権利証・実印・銀行印・印鑑登録カード・個人番号カード）の保管
- 介護契約・福祉サービス契約・入退院手続き・施設入所契約、それら費用の支払い
- 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請
- 行政官庁手続き（年金、登記申請・税金の申告等）の一切の代理業務
- 保険契約の締結・変更・解除、保険金の請求受領
- 不動産の売却、賃貸、住宅棟の増改築・修繕
- 相続関係手続き（相続の承認、相続放棄、遺産分割等）

これらは一例です。

後見業務はこのほか多岐にわたります。



たくさんの業務がありますね。では業務が終わる時の事も確認していきます。

ここで講師より体験談をお聞きしました。

「遺骨」を郵送した事があるという、耳を疑うような内容。参加者全員驚きました。

郵送出来るのは

「ゆうパック」のみ。

遺骨の郵送は違法になります。宅配業者に依頼して郵送する事は「送骨」と呼ばれます。



成年後見人の業務が終了するとき

本人が死亡すると後見業務は終了です。本人の判断能力が回復して後見制度を利用する必要がなくなったときも終了します。後見人等の死亡や辞任など支援者側の事情の場合、本人が後見制度を利用する必要がある限り、家庭裁判所が新たな後見人等を選任します。

■ 本人が死亡した場合

本人の死亡によって後見業務は終了し、本人の財産は相続財産として管理権限が相続人に移ります。急迫の事情がある場合を除いて成年後見人であった者に死後の事務を行う義務はなく、原則として相続人に委ねられることとなります。ただし、成年後見人であった者は次の業務を行います。



《本人死亡後の主な業務》

① 相続人の調査

財産を引渡すために、戸籍等を調査して相続人を探します。

② 管理の計算（財産目録、収支状況報告書の作成）

就任時から任務終了までの全財産の収入支出を計算し、相続人に対して、財産変動と現在の財産を業務終了時から2か月以内に報告します。

③ 成年後見終了登記の申請

終了後速やかに、東京法務局に終了の登記申請をします。



④ 財産の引渡し

※遺言書がある場合

→ 遺言書の内容に従って引渡します。

遺言執行者が指定されている場合は、遺言執行者に引渡します。

※遺言書がない場合

→ 相続人に引渡します。

相続人が複数の場合、原則、全員に引渡すことになります。

※相続人がいない場合

→ 利害関係人として相続財産管理人の選任申立を行い、選任された相続財産管理人に引渡します。



⑤ 家庭裁判所への終了報告

財産引渡しが完了したら最終の報告をします。これで後見業務はすべて終了します。

今回の事例です。 モデル事例になります。

[家庭裁判所用紙] 決定書(成年後見制度用)		[裏面]
<p>1 氏名 ○○ ○○</p> <p>性別 女</p> <p>○○○○ 年 ○ 月 ○ 日生、(62 歳)</p> <p>住所 ○○県○○市○○町○○-○○</p>		
2 医学的診断		
<p>該診断名 (非判断能力に影響するものを記載してください。)</p> <p>アルツハイマー病 (認 : 若年性認知症)</p>		
<p>所見 (既往歴、現状、薬歴、現在の精神状態と関連する既往歴・合併症など)</p> <p>2014年（35歳）、会社の業務をしていたが、仕事上のミスが多くなっていた。2016年には職場でも家庭でも明らかな物忘れがみられるようになつたため、A病院神経内科を受診。ADの診断のち、薬物療法が開始された。仕事は職場での支度を受けながら続けたが、2018年12月、(1年後の休業の後)退職。2019年4月以降、当院（精神科）で通院に訪問看護を併用して治療を行っている。2019年よりデイケアを開始。専門介護等の介護保険サービスも併用し、在宅看護を支えているが、最近は、計算、預金の出し入れも難しくなり、身内の生活のため、徐々に生活上の困難がみられるようになっている。</p>		
<p>各種検査</p> <p>高谷川式認知症スケール 診 16 点 (2021 年 7 月 15 日実施) □ 実施不可 MMSE 診 15 点 (2021 年 7 月 15 日実施) □ 実施不可 臨床検査 診 検査名：尿液cT 1 2016 年 7 月 1 日実施 □ 実施不可 筋の萎縮または筋肉痛等の有無 評：あり 筋肉（部位・程度等）：筋膜炎内側腰（椎間板ヘルニア）に中程度、筋膜炎に輕度の萎縮を認める。 □ なし</p> <p>知能検査 □ 検査名： () 年 月 日実施) 検査結果：</p> <p>その他 診 検査名：尿液沈渣ンサンアラファード (SPECI) (2016 年 7 月 1 日実施) 検査結果：尿白尿、尿白尿の重要な血尿低下</p>		
<p>短期間に内服する可能性</p> <p>□ 同様する可能性が高い 診 同様する可能性は低い □ 分からない (持続性)</p>		
<p>3 判断能力についての意見</p> <p>□ 犯罪等の常識・内容を自ら理解し、判断することができる。</p> <p>□ 支援を受けなければ、契約等の常識・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。</p> <p>評：支障を受けなければ、契約等の常識・内容を自ら理解し、判断することができない。</p> <p>□ 支援を受けても、契約等の常識・内容を自ら理解し、判断することができない。</p>		
<p>(発見) ① 強い横計を要する事項等があれば、記載してください。</p>		
<p>[裏面] 決定書用紙裏面用紙</p> <p>判定の根拠</p> <p>(1) 精神障害の障害の有無</p> <p>□ 障害なし □ 口 ときどき障害がみられる 診 異常に障害がみられる □ いつも障害がみられる 【自宅周辺では遅く違うことはないが、少し離れた所では遅く違うため、通常電話でケータイジャー等に支援を受けている。】</p> <p>(2) 他人との社会的疎遠の障害の有無</p> <p>評：疎遠なくできる 口 だいたいできる 診 あまりできない □ できない 【世間交際はよく成立し、疎遠も良好である。】</p> <p>(3) 損傷力・判断力の障害の有無</p> <p>・一人のもの買い物 □ 難能なくできる 口 だいたいできる 診 あまりできない □ できない ・一人のもの貯金の出し入れや家賃・会員料金の支払が □ 難能なくできる 口 だいたいできる 診 あまりできない □ できない 【複数人の内の経済的問題が問題であり、社会的問題、今後の本人の生活についての込み入った話題に鑑みては、理解・判断ができるほど思えることが多い。社会的手段も一人では困難である。】</p> <p>(4) 判断力の障害の有無</p> <p>・過去の記憶 (財布や鍵の置き場所や、飲み食いの会話の内容など) について □ 障害なし □ ときどき障害がみられる 診 異常に障害がみられる □ いつも障害がみられる ・過去の記憶 (飲酒の量や、自分の生年月日など) について □ 障害なし □ ときどき障害がみられる 口 異常に障害がみられる □ いつも障害がみられる 【近所記憶力の低下が著明で、直近を行幸手駅、立誠高等も覚えることは困難で、その意識、気分に妙に迷走するようになっている。】</p> <p>(5) 本人の（就業上除外外）も判断能力に關して判断の判断となる事項等があれば記載してください。】</p> <p>評：右の家庭は、退職後もされ、ある程度自己しているが、メニューが選択となり、同じ食事を何回も並べて冷蔵庫にため込んでしまうことがある。服薬の出しもしあげられ、ヘルパーに支援を依頼している。金銭管理も困難で、別に暮らしている長女が行なっている。</p> <p>参考となる事項（本人の心身の状態、目的的・社会的な生活状況等）</p> <p>〔例〕「本人情報シート」の提供を 診 対受けた □ 受けなかった</p> <p>〔受けた場合は、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。〕</p> <p>〔本人情報シートから、以下のについて考慮した。人柄、既往、既往等の身の回りのこととは、個人のところ、一人で行なっていること、別に暮らしている長女、義弟、本人の兄弟についても正しく把握しており、また、日常生活に支障となる行動障害も認められないこと。〕</p> <p>以上のとおり記載します。</p> <p>病院又は診療所の名称・所在地 ○○県○○市○○町○○-○○</p> <p>担当診療科名 ○○○○</p> <p>担当医師名 ○ ○ ○ ○</p> <p>〔裏面〕</p> <p>※ 諸当事者の記載箇所については、医師ポータルサイト (https://www.court.go.jp/jidouka/koseki/) からダウンロードできます。</p> <p>※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する情報をを行う際の補助資料として、本人の都合で記載表を作成するシートです。該表があった場合は、該表一の医師を御座ください。</p> <p>※ 専用紙用紙は、記載表を含む立証から他の提出用紙等に基づき、本人の判断能力について判断します（裏面によると記載を実施することができます）。】</p>		

所見の現病歴・生活状況・治療の経過・サービス利用状況・各種検査結果を確認後、判断能力についての意見を共有しました。

難しい内容でしたが、参加者より質問も多く頂きました。

配布資料の中身が分かりやすい内容であり、ご家族と話す事を勧めました。

今年最後の「地域交流の場ぽっぽつ」の日であり、参加者さんにお話を伝えました。

講義形式の交流の場であり、交流する時間がとれなかつたです

そこでぽつぽつ隊では、新年交流会の企画を考案しました。

場所は去年の開催会場の「カフェ街路樹」です

詳細は次⁸⁾ リンクをクリック

2層協議体

“ぽつぽつ隊”

第一回 新年交流会のお誘い”

日時 1月10日(土)

午後3時から5時

会場 カフェ 街路樹

参加費 500円



常連参加者が増えたので、交流により住民同士の顔見知りの関係が出来ていけばと思います。
リニューアルされた「カフェ街路樹」の内装も魅力です。

当日には「マジックショー」も予定しています。

参加頂く様、情報提供しました。

アンケートの結果集計

◎次回の認知症について聞きたい内容を教えて下さい。

認知症の方が喜ぶこと：5名 認知症の方にしてはいけないこと：6名

アルツハイマー型認知症とは：3名 レビー小体型認知症とは：2名

その他：0名

◎自由懇談の時間

満足：9名 普通：3名 やや不満：0名 不満：0名

◎今回の企画で感想や印象に残ったことがありましたらご記入下さい。

- ・遺骨は「ゆうパック」で送れること。
- ・大変勉強になりました。参考にさせて頂きます。
- ・申請するのに家庭裁判所が係ること。
- ・成年後見制度のこと良く分かりました。

- ・私の場合、息子と娘とよく話し合うことが必要だと思います。
- ・成年後見制度について勉強させて頂きました。難しかったです。
- ・「ゆうパック」での遺骨の郵送は衝撃でした。郵送に自宅までに来てくれる事等、知識が少し増えました。
- ・「成年後見制度」という言葉・名称については知っていましたが、具体的な内容を知らなかつたので、役に立つ情報を知ることが出来て有益でした。有難うございました。

◎今後「地域交流の場ぽっぽつ」で取り上げたいテーマありましたらご記入下さい。

- ・終活について
- ・今後ぽっぽつは続けて欲しい

次回のテーマは「認知症の方への関わり方を学ぼう」です。

身近な内容になります。新年交流会を開催してからの開催になります。

新年交流会にて、更なる参加者が増えていけばと願います。

今後も地域交流の場ぽっぽつでの交流会が盛んになることを目指していきます。

